

# 平成26年9月議会

## 保健病院委員会 資料

- 1 平成26年度 9月補正予算（案）・・・・・・・・・・ P 1
- 2 条例議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

保健福祉局



平成26年度 9月補正予算総括表

保健福祉局

(一般会計)

○議案第166号「平成26年度 北九州市一般会計補正予算(第2号)」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書(9月議会提出)」P.11)

(単位:千円)

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
	予防費	2,365,351	<b>626,000</b>	2,991,351
3.3.3	定期予防接種事業			
	<p>【概要】定期予防接種法に基づき、平成26年10月1日から導入される水痘、高齢者用肺炎球菌の接種事業に係る経費に対して行うもの。</p> <p>《水痘》                      対象者：1歳～3歳未満の乳児                      接種回数：2回(1歳から1.5歳の間に初回。初回接種後、6～12月の間隔を置いて1回接種)                      経過措置：平成26年度に限り、3歳～5歳未満の幼児に1回注射                      対象者数：約33,000人                      接種費用：9,374円(1回あたり)                      自己負担額：0円(全額公費)</p> <p>《高齢者用肺炎球菌》                      対象者：①65歳の者                      ②60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者                      接種回数：1回                      経過措置：①平成26年度から平成30年度までの間、各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者                      ②平成26年度は、年度中に101歳以上となる者                      対象者数：約65,000人                      接種費用：8,441円(1回あたり)                      自己負担額：一般対象者は、4,300円                      減免対象者は、0円(①生活保護受給者、②世帯全員が市民税非課税の者)</p>	2,136,935	<b>626,000</b>	2,762,935
	合 計		<b>626,000</b>	

【歳入補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書(9月議会提出)」P.4)

(単位:千円)

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
	保健福祉費委託金	413,842	<b>43</b>	413,885
16.3.2	定期予防接種事業			
	<p>【概要】各対象ワクチンの予防接種実施医療機関(2施設)に対し、予防接種後の健康状況を把握するために要する事務委託費を国庫補助金にて行うもの</p>	633	<b>43</b>	676
	合 計		<b>43</b>	

平成26年度 9月補正予算総括表

保健福祉局

(特別会計)

○議案第167号「平成26年度 北九州市介護保険特別会計補正予算(第1号)」

【歳出補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書(9月議会提出)」P.23)

(単位:千円)

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
5.1.1	介護給付準備基金積立金	7,990	<b>545,768</b>	553,758
	【概要】 介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとなり、平成25年度決算に伴い発生した剰余金について同基金に積み立てるもの。			
6.1.2	償還金	10	<b>181,704</b>	181,714
	【概要】 介護給付費及び地域支援事業費の財源については、介護保険法に定められた負担割合に応じて国・県等から概算で交付金を受け入れており、平成25年度決算に伴い超過交付分を国・県等へ返還するもの。			
合 計			<b>727,472</b>	

【歳入補正】 「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書(9月議会提出)」P.22)

(単位:千円)

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
6.1.1	基金運用収入	7,990	<b>608</b>	8,598
	【概要】 介護給付準備基金の運用収入。			
9.1.1	繰越金	560,291	<b>726,864</b>	1,287,155
	【概要】 平成25年度決算に伴い発生した介護保険料の剰余分等の繰越金。			
合 計			<b>727,472</b>	

## 【議案第145号】「北九州市手数料条例」の一部改正について

### 1 改正理由

#### (1) 薬事法の題名改正

平成25年11月27日付けで公布された「薬事法等の一部を改正する法律」により「薬事法」が改正され、条例において引用している同法の題名が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改正されたため、北九州市手数料条例の一部を改正するもの。

#### (2) 施行令の改正による根拠条項の改正

平成26年7月30日付けで公布された「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」により、以下の根拠条項が改正された。これにより、手数料の根拠条項を改正するもの。

- ①薬局開設の許可証の書換え交付及び再交付
- ②薬局製造販売医薬品の定義

### 2 改正内容

#### (1) 別表第2条関係(30)～(33)の13までの法令の題名を改正する。

新	旧
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）	薬事法
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）	薬事法施行令

#### (2) ①別表第2条関係を以下のとおり改正する。

新	旧
<u>医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項</u> に規定する <u>薬局開設</u> の許可証の書換え交付	<u>薬事法施行令第45条第1項</u> に規定する <u>薬局開設又は医薬品の販売業</u> の許可証の書換え交付
<u>医薬品医療機器等法施行令第45条第1項</u> に規定する <u>医薬品の販売業</u> の許可証の書換え交付	

<u>医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項</u> に規定する <u>薬局開設の許可証の再交付</u>	<u>薬事法施行令第46条第1項</u> に規定する <u>薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付</u>
<u>医薬品医療機器等法施行令第46条第1項</u> に規定する <u>医薬品の販売業の許可証の再交付</u>	

※薬局について、医薬品の販売業等と章を区分して規定されたため、条項を改正する。

②別表第2条関係(32)の薬局製造販売医薬品の定義を以下のとおり改正する。

新	旧
<u>医薬品医療機器等法施行令第3条</u> に規定する薬局製造販売医薬品	<u>薬事法施行令第3条第3号</u> に規定する薬局製造販売医薬品

### 3 施行期日

平成26年11月25日